

令和元年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和元年5月31日（金）

江東区教育委員会

令和元年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和元年5月31日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和元年5月31日（金）午前11時02分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、
進藤孝、松江恒治、眞貝裕利子
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長
- 6 議事案件
議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号 江東区立東川小学校校舎増築その他改修工事請負契約
議案第19号 江東区立深川第四中学校校舎その他改修工事請負契約
議案第20号 江東区立深川第四中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
議案第21号 江東区立深川第四中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
議案第22号 工事請負契約の契約変更について（江東区立日光高原学園宿泊棟その他電気設備改修工事）
議案第23号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立日光高原学園宿泊棟その他改修工事）
議案第24号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立香取小学校校舎改築その他改修工事）
議案第25号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事）
議案第26号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例
- 7 報告事項
 - （1）江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について
 - （2）学校施設の収容対策について
 - （3）平成30年度学校給食における放射性物質検査結果について
 - （4）令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学について

- (5) 令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理について
- (6) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について
- (7) 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについて

8 協議事項

- (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

9 追加報告事項

- (1) 幼児教育・保育の無償化について
- (2) 病気療養に係る校長の職務代理について

10 審議概要

岩佐教育長 おはようございます。ただいまより令和元年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、松江委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。令和元年5月31日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

岩佐教育長 庶務課長。

岩井庶務課長 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

資料1になります。ごらんください。

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法等を定めているものとなっています。

甚だ簡単ですが、原案の説明といたします。よろしくご審議いただきたいと存じます。

野村建設共同企業体が6億2,560万3,000円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料2をごらんください。入札の結果を添付してございますが、落札率は92.1%です。

本議案は、第2回区議会定例会の議決を受け本契約の締結となります。また、工期末につきましては、令和3年2月26日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第19号 江東区立深川第四中学校校舎その他改修工事請負契約、日程第4 議案第20号 江東区立深川第四中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約、日程第5 議案第21号 江東区立深川第四中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約は、いずれも深川第四中学校校舎改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第19号 江東区立深川第四中学校校舎その他改修工事請負契約、議案第20号 江東区立深川第四中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約及び議案第21号 江東区立深川第四中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約。

上記の議案を提出する。令和元年5月31日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは、議案第19号についてご説明します。

この工事は、既存校舎の老朽化に伴う良好な学習環境を確保することを目的に校舎の大規模改修を行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては、5月21日、一般競争入札が行われ、記載のとおり、多田・新日本・中島松男建設共同企業体が12億307

万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料3に入札の結果を添付してございますが、落札率は100%になります。

続きまして、議案第20号についてご説明いたします。

本工事は、議案第19号に伴う電気設備工事です。5月21日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、新和・森田建設共同企業体が2億6,184万700円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料4に入札の結果を添付してございますが、落札率は92.1%になります。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。

本工事は、議案第19号に伴う機械設備工事です。5月21日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、島村・協和建設共同企業体が3億8,225万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料5に入札の結果を添付してございますが、落札率は98.5%です。

いずれの議案も第2回区議会定例会の議決を受け本契約の締結となります。また、工期末につきましては、令和2年6月30日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質問をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第3、日程第4及び日程第5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第22号 工事請負契約の契約変更について（江東区立日光高原学園宿泊棟その他電気設備改修工事）、日程第7 議案第23号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立日光高原学園宿泊棟その他改修工事）は、いずれも日光高原学園宿泊棟改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第22号 工事請負契約の契約変更について及び議案第23号 議決を得た契約の契約変更について。

上記の議案を提出する。令和元年5月31日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき本

案を提出します。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは、議案第22号についてご説明いたします。

本案件は、平成31年3月20日付で契約し、工事に着手しておりますが、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的とした国土交通省からの通知に基づき、平成30年度に契約した当該契約を労働市場の実勢価格及び法定福利費相当額を適切に反映させる必要が発生いたしました。

そのため平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約に変更する特例措置を適用し、増額変更を行うものであります。

変更内容としましては、契約金額1億7,998万2,000円に対し、変更額が1億8,273万2,000円で、差額は275万円です。契約の相手方は、株式会社ヤマト電設です。

裏面をごらんください。工期は、平成31年3月22日から令和2年2月28日まで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第23号についてご説明いたします。

本案件は、平成31年第1回区議会定例会での議決を得て契約し、工事に着手しておりますが、議案第22号と同様に平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約に変更する特例措置を適用し、増額変更を行うものであります。

変更内容としましては、契約金額6億4,562万4,000円に対し、変更後の金額は6億5,245万5,000円で、差額は683万1,000円です。契約の相手方は、入沢・コーセー建設共同企業体です。

裏面をごらんください。工期は、平成31年3月19日から令和2年2月28日まで、工期の延長は行いません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第6及び日程第7について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これも決定いたします。

次に、日程第8 議案第24号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立香取小学校校舎改築その他改修工事）、日程第9 議案第25号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事）は、いずれも香取小学校校舎改築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により

一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第24号 議決を得た契約の契約変更について及び議案第25号 議決を得た契約の契約変更について。

上記の議案を提出する。令和元年5月31日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき本案を提出します。

学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは、議案第24号についてご説明いたします。

変更理由は、平成30年第2回区議会定例会の議決を受け、工事着手後、想定外の地中障害の存在が判明したため、新たな追加工事が必要になりました。そのため、これらの追加工事にかかわる費用について増額変更を行うものであります。

変更内容としましては、契約金額23億5,332万円に対し、変更後の金額は23億5,992万9,600円で、差額は660万9,600円です。

工事変更概要をごらんください。追加項目としましては、瓦れき等処分として約340立米となります。契約の相手方は、関東・塚本・テックン建設共同企業体です。工期は、平成30年7月2日から令和2年2月28日までで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第25号についてご説明いたします。

本案件は、平成30年第2回区議会定例会での議決を得て契約し、工事に着手しておりますが、技能労働者への適切に賃金水準の確保を目的とした国土交通省からの通知に基づき、賃金等の急激な変動に対処する必要が発生いたしました。そのためインフレスライド条項を運用し、増額変更を行うものであります。

変更内容としましては、契約金額3億9,636万円に対し、変更後の金額は4億99万1,000円で、差額は463万1,000円です。

裏面をごらんください。契約の相手方は、櫻井・忍建設共同企業体です。工期は、平成30年7月2日から令和2年2月28日までで、工期の延長は行いません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩佐教育長 本案について質疑願います。

眞 貝 委 員 瓦れきの処分ということですが、どういふものがあつたんでしょうか。また、今工事がおこなわれているようなんですけれども、この原因でおこなわれているのでしょうか。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 工期のおくれにつきましては、瓦れきの撤去で約1カ月ぐらゐおこなわれている状況ではございますけれども、そこに関しましては、施工業者と打ち合わせをしていながら、工期の延長をしないような形で工事を進めている状況になります。

内容としましては、コンクリートのがらと、ただ、コンクリートがらにつきましては、レンガが絡んだ昔の基礎のようなものが入っていたりとか、あと松ぐいが入っているという状況でございました。

岩 佐 教 育 長 眞貝委員、よろしいですか。

眞 貝 委 員 一旦落ちついたところで、また音がすごかったというのを聞いている。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 最近、今、躯体を立ち上げているところになりましたので、振動という意味では大分落ちついてはいるんですが、やはり建設物ですので、音はどうしても出てしまう状況です。

眞 貝 委 員 亀戸四丁目は大丈夫ですので。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第8及び日程第9について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第10及び報告事項7は、互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

日程第10 議案第26号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例、報告事項7 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについてを一括して説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第26号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。令和元年5月31日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき本案を提出します。

岩佐教育長 江東図書館長。

栗原江東図書館長 一括議題となりました議案第26号及び報告事項7は、いずれも来年度より実施予定の東陽、東雲、城東、東大島図書館の指定管理者制度導入に関する議案報告事項でございます。

それでは、まず、資料13、江東区立図書館指定管理者選定手続きについてご説明いたします。

図書館の指定管理につきましては、江東区立図書館のうち地域館8館につきまして、今年度から2カ年に分けて4館ずつ導入することとしており、既に豊洲、古石場、亀戸、砂町図書館につきましては、本年4月より指定管理による運営を開始しております。

次年度令和2年度につきましては、こちらの資料の記載のとおり、東陽、東雲、城東、東大島図書館におきまして指定管理を導入する予定であり、今般5月13日に開催されました指定管理者選定評価委員会におきまして、指定管理者の選定の手続きについて了承されたため、今回選定の手続きを実施するものでございます。

2、指定期間につきましては、令和2年4月1日から5年間としております。

3、選定方法につきましては、公募による選定としており、4、公募の日程につきましては、本年8月に指定管理候補者を決定し、10月の第3回区議会定例会で指定議決いただくことができれば、来年3月までに協定書を締結し、4月より運営開始という流れを予定してございます。

次に、江東区立図書館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料の6番となります。

改正の概要でございますが、先ほどご説明いたしました次年度より指定管理を導入する4館につきまして、指定管理者制度の導入にあわせて開館時間及び休館日を変更する予定であるため、ご審議いただくものでございます。

2、開館時間及び休館日の変更内容についてでございますが、現行の4館の開館時間につきましては、通常午前9時から8時までとなっており、日曜、休日及び12月28日は午後5時までとなっております。こちらにつきまして、改正後は下段の表にございますとおり、東雲、東大島図書館の開館時間につきましては、通常の開館時間には変更はございませんが、括弧書きで記載しております日曜日、休日及び12月28日

合計３９万５，０００円、放棄決定日は平成３１年３月２９日でございます。この債権放棄につきまして６月の区議会第２回定例会で報告することとしてございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項（２）学校施設の収容対策についてを説明願います。

庶務課長。

岩 井 庶 務 課 長 では、学校施設の収容対策についてご説明いたします。資料８をごらんください。

こちらの資料は、本年５月１日現在における住民基本台帳上の人口をベースに、今後のマンション開発等により見込まれる児童数の増加を考慮の上、令和２年度から７年度の就学児童数を推計した結果、教室の不足が懸念される学校を取りまとめたものとなっております。

このたび小学校１４校、中学校４校、義務教育学校１校の計１９校が対象となり、表の２列目、収容対策の列において黒丸となっている学校は、既に収容対策が決定している学校で、アスタリスクの学校は、今後収容対策が必要になると見込まれる学校となっております。

まず、小学校ですが、黒丸の学校は現在校舎の増築を進めており、平久小と扇橋小は令和２年度、東川小と豊洲西小は令和３年度、数矢小学校と第二亀戸小は令和４年度に、それぞれ増築棟の供用開始を予定してございます。また、アスタリスクとしている学校、明治小学校から一番下の第一大島小学校までについては、今後の児童数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修等を検討してまいります。

なお、東雲小は最大使用教室数が３０に対して利用可能教室数が３３で、教室不足にはなっておりませんが、学校選択で周辺校を選ぶ児童が多いことで何とか収容できていることや、当地域は、マンション開発の余地がまだ十分にありまして、今後も児童の急激な増加が懸念されることから、昨年度より収容対策校としております。

恐れ入りますが、裏面へお進みください。続きまして、中学校となっております。深川四中、深川五中、深川八中及び有明中の４校において、将来的に教室不足が生じると見込んでおります。中学校につきましても小学校と同様、今後の生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修等を検討してまいります。

最後に、義務教育学校である有明西学園（前期）を記載してございます。有明西学園前期課程は、今年度２１クラス編制でございますが、次

年度には教室不足になると見込まれております。有明西学園の利用可能教室数は、前期と後期、これを合わせると48教室でありまして、後期の教室数に余裕があるため、当面は施設一体型のメリットを生かして児童を収容していきますが、令和6年度には空き教室がなくなると見込まれております。また、有明地区では、オリンピック・パラリンピック競技大会の跡地開発で今後も人口増加が進むものと考えられますので、開発動向を注視しつつ、中長期的な視点で収容対策を講じる必要があるとまとめてございます。

本区における児童生徒数は、いずれ減少に転じるときが来るとは想定されておりますけれども、当面の間は、臨海部を中心に児童生徒数は増加し続けると見込まれます。また、内陸部においても、旧サンストリート跡地や東京メトロ南砂町駅周辺等におきまして、比較的大規模なマンション開発が計画されるなど、予断を許さない状況ということでございます。

本区の児童生徒を小中学校及び義務教育学校へ適切に収容するべく、条例に基づくマンション事業者との事前協議等を十分に行い、入居時期や通学区域について調整を行っていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。
橋本委員。

橋 本 委 員 これを見ていますと、毛利小は2年度になくなる、目の前なんです、具体的に考えていかなきゃいけない時期ではないのかなと思うんですが、どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

岩 佐 教 育 長 庶務課長。

岩 井 庶 務 課 長 毛利小学校につきましては、通学区域内の生徒数は低いのですが、学校選択でかなり多くの子供を受け入れています。対策としては、学校選択の受入れ枠を縮小していくというのが1つの方法でございます。

あの地域一帯の収容対策としては、東川小学校で、現在増築の計画を施していますので、東川小での受入れ枠は大きくなります。近隣校で収容しきれない場合は、東川小での収容が考えられます。

橋 本 委 員 ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本案件を終了いたします。

報告事項（３）平成３０年度学校給食における放射性物質検査結果についてご説明願います。

学務課長。

大町学務課長　それでは、資料９をごらんください。平成３０年度学校給食における放射性物質検査結果につきましては、前年度までと同様、１の給食用食材事前検査、２の牛乳検査、そして３の学校農作物検査について実施いたしました。

まず、１の給食用食材事前検査ですが、平成２４年７月から実施しているもので、検査対象とした学校の１つの献立から５品目を抽出し、個別に検査をしているものでございます。毎月４校を選定し、８月を除く４月から３月までの間に、小学校３２校、中学校１２校、合計４４校の検査を実施いたしました。

検査方法は、保健所の測定機によるスクリーニング検査となります。検査食材は、学校で使用する前日に保健所に納品されます。同日の午後３時ごろに結果が判明し、基準値未満であればそのまま使用し、基準値を超えた場合には、翌日の使用を中止するとともに、確定検査を行うこととしております。

平成３０年度の検査結果ですが、２２０検体７３品目を検査し、全て基準値未満でございました。

なお、毎月４校を選定して検査を実施していくわけですが、学校間で献立や納入業者が重複する場合があるため、検査をした食材と同じ産地、同じ収穫時期のものが複数の学校に納品されているケースもございます。その結果、平成３０年度は４４回の検査により、１校当たり平均で２６．１品目が検査の対象に該当しておりました。

続きまして、２の牛乳検査でございます。平成２４年度から学校で飲まれている牛乳のサンプルを年４回、一般財団法人日本食品分析センターでゲルマニウム検査を実施しているものでございます。これまで全てで検出限界値未満という結果でございました。

続きまして、３の学校農作物検査でございます。こちらは、学校の校庭等で生産し、収穫した農作物を給食や調理実習で使用するに当たり、学校からの要望に基づきゲルマニウム検査を実施するものです。こちらにつきましても、全てで検出限界値未満でございました。

続きまして、本年度令和元年度以降の検査についてでございます。恐れ入りますが、裏面をごらんください。

平成２４年に検査を開始以来、基準値を上回る放射性物質の検出がされていないことから、平成３０年３月に示されました農畜水産物等の放射性物質検査に関する国のガイドラインの改正内容を踏まえつつ、食材の安全性を効果的、効率的に確保するよう、今年度より表のとおり検査体制の一定の見直しを行っております。

まず、1の給食用食材事前検査ですが、使用頻度の高い野菜、芋類、果物に限定いたしまして、月2回、1回3品目の検査を行ってまいります。

続いて、2の牛乳検査についてですが、これまでも保健所の検査のほかに、東京学乳協議会において同じメーカー、工場の牛乳に対しまして検査が実施されておりました。したがって、今後は東京学乳協議会で行われる検査結果により確認を行ってまいります。

最後に3の学校農作物検査です。これまで放射性物質が区内土壌検査においても、また農作物からも検出されていないため、今年度より実施しないことといたしました。

本件についてのご報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、質疑をお願いいたします。いかがですか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

報告事項（4）令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学についてを説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学についてご報告いたします。資料10をごらんください。

本事業は、江東区立中学校第三学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際化に対応した人材の育成を図るものでございます。今回が33回目となります。

1、留学日程等をごらんください。派遣先はカナダ・ブリティッシュコロンビア州のバンクーバーから車で1時間離れた自然豊かなスクォミッシュ等となっております。派遣生徒は42名となっております。留学期間は7月20日から7月30日までの11日間で、主な日程は資料に記載してあるとおりであります。

キャピラノユニバーシティでは英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて地域の方々との交流を深めていきたいと考えております。留学中には、江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市を訪問するとともに、オリンピック・パラリンピックを2010年に開催いたしましたバンクーバーも訪れることから、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた現地での学習も行っております。

2、事前・事後研修計画をごらんください。42名の留学生は、5月16日に教育センターで結団式を行い、事前研修をスタートさせております。カナダへ出発するまでに9回の事前研修会、そして帰国後は2回

の事後研修会、そして各学校での報告会を行うことになります。今年度留学生を引率していただくのは、深川第五中学校の金久保勝校長を団長とした中学校の4名の先生、そして教育委員会事務局の工藤指導主事の計6名でございます。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 結団式が終わって、研修が始まっていますが、今年は例の英語村の6回目の研修が入っていますが、トーキョー・グローバル・ゲートウェイで研修が1つ入るようです。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項(5)令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についてを説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についてご報告いたします。資料11をごらんください。

令和元年度江東区立中学校生徒海外短期留学の生徒引率に伴います深川第五中学校金久保勝校長のカナダへの出張期間7月20日から7月30日までの11日間について、牧野正彦副校長が校長の職務代理を行います。このことに関しましては、学校教育法37条6項に規定された、副校長は校長が欠けたときはその職務を行うによるものでございます。また、江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合として、校長の海外出張を規定しております。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、議事進行上の関係から報告順序を変更し、追加報告事項を先に報告することといたしたいと存じます。

追加報告事項(1)幼児教育・保育の無償化についてを事務局より説明願います。

学務課長。

大 町 学 務 課 長 恐れ入りますが、資料15をごらんください。現在開会中の通常国会におきまして、令和元年5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改

正する法律が成立し、幼児教育・保育の無償化が本年10月1日より開始されることが決定いたしましたので、本日はその概要と今後の区の対応につきましてご報告させていただきます。

まず、1の国の無償化の概要でございます。(1)対象者ですが、3歳から5歳までの子供とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供でございまして、幼稚園等を利用する3歳から5歳につきましては、世帯の所得状況にかかわらず全ての子供が無償化の対象とされております。

続きまして、(2)の対象となる施設・事業ですが、①の幼稚園、認定こども園、保育所等の利用のほか、②として、幼稚園の預かり保育も対象としております。ただし、無償化の対象となりますのは、就労や介護など保育の必要性の認定を受けた場合に限られてございます。そのほか③として、認可外保育施設等、④の障害児の発達支援についても対象の施設・事業となっております。

(3)には、各施設・事業の利用料、幼稚園、認定こども園、保育所であれば保育料に当たりますが、これらがどのように無償化されるのか、具体的な金額等を記載しております。

そのうち学務課が所管いたします幼稚園、認定こども園の1号認定に関しましては、まず①のとおり、保育料が無償化されますけれども、子ども・子育て支援新制度への未移行園につきましては、月額2万5,700円が上限となっております。また、米印のとおり、通園送迎費や食材料費、行事費などにつきましては、保護者の負担とされております。

次に、②幼稚園の預かり保育につきましては、先ほどご説明したとおり、保育の必要性の認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え月額1万1,300円までが無償となります。

そのほか③認可外保育施設等、④障害者の発達支援につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入ります。裏面には、ただいまご説明いたしました無償化の内容を施設の区分ごとに区内の対象施設数も含めてまとめた表を掲載しております。表の1行目、子ども・子育て支援新制度へ移行済みの幼稚園は、区立の20園と私立の1園で、一方、新制度未移行の幼稚園は、私立で10園あり、これらの施設では無償化の上限が月額2万5,700円までとなりますけれども、都と区の補助金を従前どおり継続することにより、実際としてはほぼ無償となる見込みでございます。

次の認定こども園は、現在私立3園がございまして、3歳から5歳の1号認定のお子さんでも保育料が無償化となります。

下から3行目の幼稚園の預かり保育につきましては、保育の必要性の認定を受けた上で月1万1,300円までが無償となります。

恐れ入ります。表面にお戻りいただきまして、2の区の対応でございますが、改正法や今後通知をされます政省令等の内容を踏まえまして、現行の保育料や補助制度の見直しを進めてまいります。具体的に学務課

で必要な作業といたしましては、現在は、所得状況に応じて定めております区立幼稚園保育料等の見直しや、預かり保育に係る補助金制度の創設などがございます。あわせて今回の無償化につきまして、区報、ホームページ等を通じ、区民や利用者への周知を行ってまいります。

なお、条例関係では、令和元年第3回区議会定例会に保育料条例改正の議案を提出する予定としております。

本件についてのご報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質問をお願いします。
進藤委員。

進 藤 委 員 (3)の利用料の中の幼稚園、子ども園、保育等の米印の通園送迎費と食材料費、行事費というのは、具体的に食材費というのはどんなものを言うんでしょうか。

大 町 学 務 課 長 食材料費につきましては、幼稚園については、保育園とは異なり、給食の提供というのは、まず区立幼稚園ではございません。私立幼稚園におきましては、週に数回仕出し弁当等に対応しているところがございまして、そうした場合のお弁当代につきましては、保護者の実費とされるということでございます。あとは、通園バスの費用ですとか、あるいは園服、そういったものは現在もそうですけれども、保護者の負担ということになります。

岩 佐 教 育 長 ほかにはよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、追加報告事項(2)病気療養に係る校長の職務代理についてご説明願います。
指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、病気療養に係る校長の職務代理についてご報告いたします。
資料16をごらんください。病気療養に伴います第二大島小学校福田洋一校長の病気療養期間6月4日から7月31日までの58日間について、小竹宏明副校長が校長の職務代理を行います。このことに関しましては、学校教育法37条6項に規定された、副校長は校長が欠けたときはその職務を行うによるものでございます。また、江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合として、病気療養を規定しております。
報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑を願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項（６）については、案件の性質上、また協議事項（１）については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１２条第１項の規定により報告事項（６）及び協議事項（１）は秘密会といたします。

それでは、報告事項（６）いじめ防止対策推進法に基づく重大事態にかかる調査結果についてを事務局より説明願います。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態にかかる調査結果についてご報告いたします。資料１２をごらんください。

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として４件報告いたします。まず、重大事態についてご説明いたします。

いじめ防止対策推進法第２８条において、次に掲げる事態を重大事態としております。（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき。なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間３０日の欠席を目安としております。

それでは、今般発生いたしました重大事態の事案の概要及び江東区教育委員会の見解についてご説明いたします。

まず、事案アについて説明いたします。被害者生徒は当時区立中学校２年生で、いじめにかかる行為が行われたとされる期間は、平成２９年１２月ごろから平成３０年２月ごろまでです。いじめの訴えのきっかけは、本人及び保護者からの訴えで、いじめの様態は悪口、嫌なことを言われる等です。

江東区教育委員会の見解です。関係生徒への聞き取り調査及び被害生徒の保護者の申し立てにより、被害生徒は、いじめにかかる行為が行われたとされる期間、学校内の人間関係において苦痛を感じていたことが認められますが、聞き取り調査等から苦痛を感じさせる原因となる具体的な事実は確認できませんでした。その後２年次の２月中旬から３年次１１月中旬まで不登校の状況となり、通級指導学級に登校していたものの、友人関係が狭くなり孤立してしまったことがうかがえます。

学校は、担任を通して被害生徒及び被害生徒の保護者と継続的に連絡

をとっていましたが、健康面や進学への不安などが重なり、心的負担が大きくなったと考えられます。平成30年11月には、被害生徒の身体に重大な障害を負う事故が発生いたしました。

本年5月現在、被害生徒は精神面、摂食障害の治療のため入院中です。今後とも当該校と本教育委員会は継続的に被害生徒の保護者と連絡を取り、被害生徒の病状の把握に努めるとともに、退院後の進路相談等を適切に行ってまいります。

続いて、事案イについてご説明いたします。被害児童は、当時区立小学校3年生で、いじめにかかる行為が行われたとされる期間は、平成30年12月20日です。いじめの訴えのきっかけは、本人からの訴えで、いじめの様態は悪口、嫌なことをされる等です。

江東区教育委員会の見解です。被害児童は、加害生徒から異性のトイレ出入りの扉をあけるように言われたり、悪口を言われたりすることにより心身の不安を感じ、担任に訴えを示しました。学校は、速やかに加害児童から聞き取りをするなどして、事実関係の把握に努めるとともに、いじめの行為を踏まえ加害児童への指導を行いました。被害児童の保護者への説明や事実関係の把握が十分でなかったため、早期解決に至りませんでした。その後改めて聞き取りを行い、被害、加害双方の保護者に内容を伝え、加害児童が被害児童に謝罪するなどしました。現在進級した被害、加害双方の児童は、別々のクラスで学校生活を送ることができています。今後も当該小学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めてまいります。

続いて、事案ウについてご説明いたします。被害児童は、当時区立小学校5年生で、いじめにかかる行為が行われたとされる期間は、平成31年1月22日です。いじめの訴えのきっかけは、保護者からの訴えで、いじめの様態は嫌なことや危険なことをされたりする等です。

江東区教育委員会の見解です。被害児童は、加害児童から廊下でうつぶせに押さえつけられたり、異性のトイレにぞうきんを入れられたりされました。学校は、被害児童の保護者から訴えを受け、被害児童及び加害児童から聞き取りを行うとともに、加害児童に指導をし、被害、加害双方の保護者に指導内容を伝えるなどの対応をしましたが、被害児童は学校を欠席するようになってしまいました。

現在は進級に伴い学校復帰を果たし、登校できるようになっております。加害児童も、新たな担任の指導のもと、よりよく変わろうとする努力する姿が見受けられています。今後も当該小学校と教育委員会が連携がし、いじめの再発防止に努めてまいります。

続いて、事案エについてご説明いたします。被害児童は、当時区立小学校5年生で、いじめにかかる行為が行われたとされる期間は、平成30年6月です。いじめの訴えのきっかけは、保護者からの訴えで、いじめの様態は悪口、冷やかしからい、ノートへの落書き等です。

江東区教育委員会の見解です。被害児童の保護者から、紛失していたノートが落書きされた状態で見つかったことや級友からノートのことぐらいいで騒ぐなと言われた等の訴えがありました。学校は、関係児童から聞き取りを行いました、いじめの事実は確認できていません。その後関係保護者との話し合いを重ねましたが、被害児童及び関係児童ともに本件にかかることで心的負担を抱え、学校を休みがちになりました。

現在進級し、別々のクラスとなり、関係児童は通常どおり登校し、被害児童はおくれて登校する状況が見られるものの、登校することができています。本件については、被害児童及び保護者、関係児童及び保護者の認識に相違があるため、教育委員会としては、双方の思いや考えを受けとめることができるよう学校の相談体制を整えたとともに、子供たちが安心して登校できるよう指導、助言してまいります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 1の事案は、入院されているということですが、そのほかは継続30日以上学校を休んでいるんですか。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 30年度にいじめを原因として、欠席日数が30日を超えたということです。現在は出席できている状況になっています。
以上です。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。ほかに。
(「なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 アの(1)のお子さんは、もう卒業ということですが、卒業した後も、きめ細かくご家族、それから関係との連携をうまくとりながら進めているところでございます。ほかの子供たち、2と3と4の子供たちについては、今学校ではどんなにかかわりを進めているんですか。
指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 イの子供たちは、別々のクラスとなり、それぞれの子供に各担任が丁寧寄り添い、状況を把握しながら対応を進めております。

ウにつきましては、被害を受けた子供は、現在、元気に学校に通っている状況になっています。また、その周りの子供たちにつきましても、しっかりと担任が状況を把握しながら対応を進めております。

エについては、事実関係について、まだ十分双方の了解が得られていない状況です。別々のクラスでかかわりを少なくしておりますが、接触

をしたときに、小さなトラブルが生じることがありますが、2人とも登校できているという状況になっております。

岩 佐 教 育 長 いずれにしても学校が組織的に子供たちの様子をしっかり見て、人間関係がきちんと進むように取り組んでいるということですよね。よろしいでしょうか。

眞貝委員。

眞 貝 委 員 もう一つ。事案エについてなんですけども、関係児童から聞き取りを行ったけれども、確認できなかったから問題解決ができないという状況が続いて、心的負担が多くなったということなんですよね、ここに書いてあるのは。私から見たら、非常に危険な状態ということです。見守りももちろんですけども、早期の解決ができたなら、そんなことまで至らなかったではないかなと、非常に残念な思いでございます。

以上です。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 この件につきましては、医療とも連携を図っておりまして、それぞれが保護者と一緒に医師から治療を受け、また、その指示を受けて指導に当たっています。また、スクールカウンセラー等と連携をしまして、逐一子供たちの不安に対応できるよう、体制を整えております。

岩 佐 教 育 長 ほかに。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項（1）江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

岩 井 庶 務 課 長 それでは、資料14に沿ってご説明いたします。ご用意いただきたいと存じます。

江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例は、一定規模40平米以上の住戸が20戸以上ということですが、マンションを建設する場合、事業者は土地取引を行う前に区長にその内容を届け出なければならないというものでございますが、条例の10条では、区長は公共公益施設の状況を公表するという規定がございます。今回も例年同様、施設の状況について公表するに当たり、ご協議をお願いするものでございます。

まず初めに、庶務課より小学校、中学校及び義務教育学校の状況についての説明になります。資料1 ページ、2 ページが小学校の状況でございます。1 ページは、用語の説明ですので、2 ページであわせてご説明いたします。

恐れ入りますが、2 ページへお進みください。表の一番左より通し番号、学校名、本年5月1日現在の児童数及びクラス数を記載してございます。5月1日現在における小学校の児童数は2万3,719人、761クラスとなっております。クラス数の隣の最大使用教室数は、先ほどの報告事項でもご説明しましたが、令和元年度から7年度までの児童推計を行った結果、必要とされる最大の教室数でございまして、その隣の利用可能教室数を上回る場合、受入状況に黒丸、もしくはアスタリスクを記載しております。黒丸は、収容対策が決定している学校で、アスタリスクは収容対策が今後必要になると見込まれる学校となっております。

18番、東雲小につきましては、現時点では利用可能教室数におさまる計算になってございますけれども、今後の児童数増加が想定されるため、アスタリスクとしてございます。具体的な収容対策につきましては、先ほどご説明した内容と同様でございますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、中学校の状況でございます。恐れ入りますが、4 ページへお進みください。中学校につきましても、本年5月1日現在の生徒数、クラス数を学校別にまとめ、今後の生徒推計に基づく最大使用教室数と利用可能教室数を記載してございます。受入状況でアスタリスクとなっている学校は、収容対策が今後必要になると見込まれる学校という表記となっております。

次に、義務教育学校の状況でございます。恐れ入りますが、6 ページへお進みください。まず、前期課程ですが、児童数698名、21クラスとなっております。また、後期課程は生徒数101人、5クラスとなっており、前期、後期合わせますと799人、26クラス編制でございます。有明地区におけるマンション開発の進行は著しく、オリンピック・パラリンピック競技大会後の跡地開発も想定されることから、中長期的な視点で収容対策を検討する必要があるとございます。

小学校、中学校及び義務教育学校については以上でございます。

岩 佐 教 育 長 地域教育課長。

池田地域教育課長 私からは、江東きつザクラブ及び学童クラブの登録者数についてご説明いたします。この施設につきましても、条例第10条に定める施設状況でございますので、あわせてご説明させていただくものでございます。

恐れ入りますが、7 ページをごらんください。令和元年5月1日現在

の江東きっずクラブ及び学童クラブの登録者数についてご説明いたします。

まず最初に、江東きっずクラブの状況でございますが、きっずクラブというのは、ご存じのとおり、小学校を活用して放課後などに児童が安全安心して過ごすことができる場所、そして生活の場を提供する事業で、2種類の登録制度がございます。1つは、全学年の児童を対象とした放課後子ども教室のA登録、もう一つは、主に1年生から3年生を対象として、保護者にかわって生活の場を提供する事業である学童クラブ機能としてのB登録でございます。

7ページの表がA登録の一覧表でございます。5月1日現在の登録者数は、表の一番下に記載のとおり、合計9,145名となり、ご参考ではございますが、昨年度に比べ17名の増となっております。

次に、8ページをごらんください。こちらはB登録でございます。B登録の入会可能者数でございますが、こちらは施設の面積に対して児童1人当たり1.65平方メートル以上を確保できるように算定した人数でございます。

なお、B登録につきましては、学校における収容上の課題もあり、全46小学校、義務教育学校ではなく、表に記載のとおり、42校で実施しており、実施していない4つの小学校においては、近隣の学童クラブをB登録の受け皿として位置づけ、終了時間を延長するなど、きっずクラブ同様の開設時間として利用していただいております。

こちらにつきましては、利用者数でございますが、表の下段をごらんください。入会可能者数は3,875名、登録者は2,957名です。こちらもご参考ですが、昨年度に比べ入会可能者数は5名の増、登録者数は169名の増となっております。

次に、9ページをごらんください。こちらは学童クラブの状況でございます。なお、先ほどB登録の際にご説明したきっずクラブの受け皿としてのクラブは、9番の辰巳学童クラブ、こちらは辰巳小の受け皿、10番の千田学童クラブ、こちらは川南小の受け皿、14番の浅間堅川学童クラブ、こちらは浅間堅川小学校の受け皿、そして19番の南砂六丁目学童クラブ、こちらは三砂小の受け皿となっております。

5月1日時点での全クラブの入会者数は表の一番下、1,700名でございます。登録者数は600名、それに対して登録者は650名となっており、こちらは昨年度の状況と比較いたしまして、入会可能数の変更はございませんが、登録者数は34名増加しております。

その下の表は、今申し上げました数値の再掲となりますが、きっずクラブB登録、学童クラブの合計登録者数を合わせたもので、5月1日現在は3,809名となっており、昨年度と比べ203名の増となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し

上げます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、区議会の審議終了後、本審議の会議録について公開することといたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和元年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。